

上山市告示第40号

上山市週休2日確保工事実施要領を次のように定める。

令和8年3月16日

上山市長 山本幸靖



#### 上山市週休2日確保工事実施要領

上山市週休2日確保工事実施要領（令和7年告示第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、上山市が発注する建設工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日確保工事 本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。
- (2) 発注者指定型 現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。
- (3) 週休2日
  - ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）又は交替制を行ったと認められる状態をいう。
  - イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 対象期間 建設工事（営繕工事を除く。）においては、工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいい、営繕工事においては、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 4週8休以上
  - ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所（現場休息）率又は休日率の割合が28.5%（8日/28日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.

5%)以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間の現場閉所率又は休日率が、28.5% (8日/28日)以上の状態をいう。

- (6) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (7) 現場休息 (営繕工事) 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。営繕工事において、現場閉所日 (現場休息日) を土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
- (8) 現場閉所 (現場休息) 率 対象期間内の現場閉所 (現場休息) の日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所 (現場休息) 日数に含めるものとする。
- (9) 交替制 (営繕工事以外) 現場に従事する技術者及び技能労働者が交替で休日を確保することをいう。
- (10) 休日率 (営繕工事以外) 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

(対象工事)

第3条 上山市が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 緊急を要する工事 (災害復旧を含む。)
- (2) 通年維持工事
- (3) 修繕工事
- (4) 対象期間が30日未満の工事
- (5) 市長が対象工事に適さないと判断する工事

(発注方式)

第4条 発注者は、発注者指定型による月単位の週休2日確保工事で発注することを原則とする。

(現場閉所による週休2日確保工事の取扱い等)

第5条 発注者は、当初 (発注) 時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

- 2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載する。
- 3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。
- 4 受注者は、工事名表示板に月単位の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示す

ることとする。

- 5 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、上山市建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。
- 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。
- 8 受注者は、当初予定していた現場閉所（現場休息）日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所（現場休息）日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 9 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
  - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
  - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 10 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所（現場休息）が月単位の4週8休に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
- 11 第3項、第6項、第7項及び第9項の規定は、営繕工事についてはこの限りでない。

（土木工事における交替制による週休2日確保工事の取扱い等）

第6条 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

- 2 発注者は、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が交替制による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。
- 3 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位）について協議を行うものとする。
- 4 施工体制台帳に記載されている元請及び下請の技術者及び技能労働者を交替制の対象者とする。ただし、次の各号に該当する者は除くものとする。
  - (1) 非常勤の者（臨時で従事する者）
  - (2) 現場作業日数が5日未満の者
- 5 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、対象者の氏名、対象期間の日数及び月単位の週休2日を確保する休日（予定）を確認

できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。

- 6 受注者は、工事名表示板に月単位の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
- 7 受注者は、週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、上山市建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 8 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替休日を設定するものとする。
- 9 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができるものとする。
- 10 受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定し、必要最小限の期間とする。
- 11 受注者は、当初予定していた休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 12 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、休日率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の休日状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類を提示しなければならない。
- 13 発注者は、変更（精算時）の積算において、月単位の4週8休以上の交替制に満たない場合は、月単位の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。

（その他）

第7条 工事費の積算における補正係数（率）については、山形県県土整備部が定める「山形県県土整備部週休2日確保工事实施要領（令和7年10月1日施行）」及び「山形県営繕工事における週休2日確保工事实施要領（令和7年11月4日施行）」における月単位の週休2日補正係数（率）によるものとする。

- 2 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙1に基づくものとする。ただし、営繕工事についてはこの限りでない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。